

愛別町公表第2-6号
令和6年10月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

愛別町長 矢部 福二郎

市町村名 (市町村コード)	愛別町 (456)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・国営事業による水田の大区画整備が令和8年度で完了する予定であり、農地の集約化も進んでいる。
- ・地域内農地の7割が農業法人に集約されており、経営継承も進み農地拡大を希望する農業経営体がいることから、遊休農地は発生していない。
- ・もち米を中心に水稻が作付されており、主食用米の他に実需者の要望に応じた飼料用米やWCS、大豆、そばの作付けがされている。
- ・傾斜地等の条件不利農地については、中山間直接支払交付金を活用して「中央5区集落協定」における農用地の保全活動が実践されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要な作物に位置付け、農作業の省力化や効率化を図るため、直播栽培や効率的な施肥・農薬処理の実践、GPS機器やドローンを活用した作業を実践する。
- ・水田における小麦・大豆・そばの作付け圃場では水稻と畑作物のブロックローテーション体系を確立するとともに、水稻作付けを予定しない圃場では、水田の畠地化を検討し、畑作物の生産性が向上するよう土質や透排水性の改善に向けた取組を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	247 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	247 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中央地区内の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地バンクへの貸し付けを基本に、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。その際は農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

令和8年度までに国営事業の基盤整備により平均2.2ha程度に水田の大区画化と透排水性の改善に向けた整備を終了する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

経営継承による担い手を確保していくため、町、農業委員会、JA、農業改良普及センター、土地改良区等の関係機関が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

防除作業は(合)アグリスカイサポート、WCSの収穫・出荷は(合)Aの一、小麦の収穫及び乾燥・調整作業は(農)伏古生産組合、大豆の収穫及び乾燥調製作業は愛郷生産組合・菊水フューチャーズ(株)、そばの収穫は生産組合いしかり・愛郷生産組合、乾燥調製は(株)愛への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能直接支払制度の組織である「中央地区保全の会」の活動による侵入防護柵の設置や、有害鳥獣対策連絡協議会による有害捕獲活動や被害防除活動により農作物の鳥獣被害防止対策を図る。
- ②化学肥料の低減に向けた取組みとして、土壤・生育診断の実施による適正な施肥管理、低成分肥料の利用促進、堆肥の施用等を推進する。また、圃場由来の温室効果ガス発生量の削減に向けた水稻収穫後の秋耕や、環境保全型農業直接支払交付金を活用して有機農業や環境負荷低減活動に取組む。
- ③GPSを活用した自動操舵技術や直進アシスト機能を搭載した機械の導入、ドローンを活用した作業などを進める。
- ④畠作物の作付けが固定化している水田については、畠地化支援事業による畠地化を進める。
- ⑦中山間直接支払交付金を活用した「中央5区集落協定」における農用地の保全活動を継続する。